

後発医薬品の使用促進について

岐阜県国保運営方針 第5章 2(2) 抜粋

- ・市町村においては、被保険者の負担軽減にも繋がる後発医薬品の使用を促進することが必要であると考えています。

<主な取組例>

- ・後発医薬品を使用した場合の自己負担差額通知の実施
- ・後発医薬品希望カードの配布

1 後発医薬品について

- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっており、後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものとされている。
- ・このため、平成25年4月に厚生労働省において「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」が策定され、平成29年6月には「2020年（令和2年）9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する」と閣議決定された。
- ・また、令和3年6月には「経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太方針）」が閣議決定され、2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、全ての都道府県で80%以上とする新目標が掲げられた。

2 保険者別の使用割合の公表

- ・後発医薬品の使用促進に向けて、厚生労働省において、2018年（平成30年）9月診療分から毎年度9月・3月診療分の2回、保険者別使用割合の公表を実施。
（別紙1-1、1-2参照）

<保険者別使用割合の推移>

	H30.9	H31.3	R1.9	R2.3	R2.9	R3.3	R3.9	R4.3	R4.9	R5.3
岐阜県 (国保平均)	70.4% ③7	72.3% ③9	72.3% ④0	75.1% ④0	76.1% ③9	77.4% ③8	77.3% ③8	77.6% ③8	77.9% ③9	79.1% ③9
全国 (全体平均)	72.5%	74.6%	74.9%	77.4%	78.2%	79.2%	79.24%	79.30%	79.94%	80.9%

※丸数字は全国順位

<後発医薬品差額通知の実施状況（岐阜県）>

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
実施市町村数	41	41	42	42	42	42	42
実施件数	25,637	28,228	24,193	19,632	16,469	14,708	10,825

3 令和5年度の実施

①薬局薬剤師を対象とした後発医薬品安心使用促進セミナーの開催

【日 時】令和5年7月2日（日）14:10～15:00

※県薬剤師会が開催する卒後教育講座内で実施

令和5年12月中（オンデマンド配信）

※県薬剤師会が開催する新規薬局管理薬剤師研修会で実施

【場 所】岐阜県薬剤師会

- ②後発医薬品に係る安心使用の普及等を図るための講習会の開催
【日時・場所】令和5年9月8日 各務原市総合福祉会館
多治見市保健センター
令和5年11月13日 大垣市スイトピアセンター 学習館
- ③医薬品製造業者に対する無通告立入検査の実施
・11月に1件実施
- ④医療機関等への個別訪問による後発医薬品使用促進の啓発の実施
(県保険者協議会と連携)
【実施時期】令和6年2月～令和6年3月
【実施機関】8医療機関等(予定)
- ⑤後発医薬品の差額通知の対象拡大の決定
・対象医薬品について従来の「生活習慣病に係る医薬品」に「慢性疾患等に係る医薬品」を加えるとともに、対象年齢について「40歳以上」から「18歳以上」に引き下げる。
・令和6年6月分の差額通知から実施(予定)